

令和4年 第6回

戸田市教育委員会定例会

令和4年6月22日（水）午前9時45分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第6回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 議案

議案第21号 「戸田市健全な教育環境確保のための住宅開発抑制に関する指導要綱」に係る
受入困難地区等の指定見直しについて…………… 1

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

令和4年7月21日（木）午前9時45分～

(2) その他

7 閉 会

7月教育委員会関係【会議】日程表

日	曜日	会議名	内 容	時 間	場 所	主管課
1	金					
2	土					
3	日					
4	月					
5	火	川口・藤・戸田三市隣接中学校 生徒指導連絡協議会	三市隣接中学校間の生徒指導上の問題について 情報交換並びに協議	15:00～16:30	戸田市文化会館 304会議室	教育政策室
6	水	第2回難聴言語通級指導教室 入級支援委員会	難聴言語通級指導教室の入級に係る協議	15:00～16:30	教育センター	教育政策室
7	木					
8	金	第2回戸田市プログラミング・ ICT教育研究推進委員会	市内におけるプログラミング・ICT教育推進に係 る協議	15:00～16:30	教育センター	教育政策室
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					
13	水	第2回戸田市生徒指導委員会	市内各学校の生徒指導主任による情報交換	15:30～16:30	教育センター	教育政策室
14	木					
15	金					
16	土					
17	日					
18	月					
19	火					
20	水					
21	木	◎ 定例教育委員会		9:45～	教育総務課	教育委員室
22	金					
23	土					
24	日					
25	月	ペアレントトレーニング指導者 養成研修会	ペアレントトレーニングの基礎理論及び手法運営 について講義・演習	9:00～16:30	教育センター	教育政策室
26	火					
27	水					
28	木	生徒指導・教育相談中級研修 会	事例研究・面接演習	9:00～16:30	教育センター	教育政策室
29	金	第1回戸田市いじめ問題対策 連絡協議会	庁内関係部署と戸田市のいじめの状況等 について連絡協議	10:00～11:00	市役所5階大会議室	教育政策室
		第2回戸田市初任者研修会	郷土博物館施設見学等、学習指導等の改善に 向けた協議、教育長と語る会	8:50～16:30	戸田市立郷土博物館 教育センター	教育政策室
30	土					
31	日					

7月教育委員会関係【行事・講座等】日程表

日	曜日	行事・講座名	内 容	時 間	場 所	主管課
1	金	修学旅行(笹目中)～3日				教育政策室
2	土					
3	日					
4	月					
5	火					
6	水	林間学校(戸二小)～8日				教育政策室
7	木					
8	金					
9	土					
10	日					
11	月	林間学校(南小)～13日				教育政策室
12	火	林間学校(戸一小)～14日				教育政策室
13	水	社会体験(喜沢中)～15日				教育政策室
14	木					
15	金	修学旅行(美谷本小)～16日				教育政策室
		◎ 学校訪問(戸田中)				教育政策室
16	土					
17	日					
18	月	林間学校(芦原小)～20日				教育政策室
19	火					
20	水					
21	木					
22	金					
23	土	◎ サイエンスフェスティバル	※オンライン開催の可能性有り			教育政策室
24	日					
25	月					
26	火	林間学校(東小)～28日				教育政策室
27	水	林間学校(喜沢小)～29日				教育政策室
28	木					
29	金					
30	土					
31	日					

7月教育委員会関係【行事・講座等】日程表

日	曜日	行事・講座名	内 容	時 間	場 所	主管課
1	金	ととけっこの部屋	親子で一緒にわらべうたで遊び、絵本の読み聞かせを楽しむ	11:00～11:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
1	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
2	土	スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	9:00～12:00	美笹公民館	生涯学習課
3	日	パルシアターとかみとだおはなし会	上映作品「おまえうまそうだな」 3歳～小学校低学年向けの絵本の読み聞かせ、おはなしなど。	13:30～14:30	あいパル3階 ホール	生涯学習課
4	月					
5	火					
6	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
7	木	【市民大学認定講座】 英会話講座	映画を使った実用的な英会話の講座(6回目: 全8回)	19:00～20:30	美笹公民館	生涯学習課
7	木	託児サービス	保護者が図書館の中でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士がお子さまを預る	10:00～12:50	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
7	木	家庭教育講座「子どもが安全にネットを利用するために」	子供を取り巻くSNSやネット社会を通じて保護者の役割を学ぶ	10:00～11:30	下戸田公民館	生涯学習課
8	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
9	土	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
9	土	子供映画会	『チップとデール』(56分)	10:30～11:45	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
9	土	親子料理教室	親子で協力して料理の作り方を学び、親子のふれあい、養育を育みます。	10:00～12:30	新曽公民館	生涯学習課
9	土	スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	13:00～16:00	下戸田公民館	生涯学習課
10	日					
11	月					
12	火	【市民大学認定講座】 ZOOM・LINE入門コース①	アンドロイドのスマートフォンを実際に使いながら、ZOOMとLINEの基本的な使い方を学ぶ	13:30～15:00	下戸田公民館	生涯学習課
13	水	ドラマとは違う本当の刑事の仕事	元刑事から、本物の刑事の仕事について学ぶ	10:00～11:30	美笹公民館	生涯学習課
13	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
14	木	【市民大学認定講座】 英会話講座	映画を使った実用的な英会話の講座(7回目: 全8回)	19:00～20:30	美笹公民館	生涯学習課
14	木	託児サービス	保護者が図書館の中でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士がお子さまを預る	10:00～12:50	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
15	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいパル2階 和室	生涯学習課
16	土	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
17	日	図書館を使った調べる学習講座	ワークシートを使い、調べる学習のやり方やまとめ方を学ぶ	①10:00～12:00 ②13:00～15:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
17	日	かみとだおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなし、折り紙工作など。	13:30～14:30	あいパル3階 研修室	生涯学習課
17	日	スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	9:00～12:00	新曽公民館	生涯学習課
18	月					
19	火	【市民大学認定講座】 ZOOM・LINE入門コース②	アンドロイドのスマートフォンを実際に使いながら、ZOOMとLINEの基本的な使い方を学ぶ	13:30～15:00	下戸田公民館	生涯学習課
20	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
21	木	【市民大学認定講座】 英会話講座	映画を使った実用的な英会話の講座(8回目: 全8回)	19:00～20:30	美笹公民館	生涯学習課
21	木	託児サービス	保護者が図書館の中でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士がお子さまを預る	10:00～12:50	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課

日	曜日	行事・講座名	内 容	時 間	場 所	主管課
22	金	みんなでバルるんひろば	前半は絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。後半は保護者同士の交流や、保健師への相談ができる。	10:30～11:30	あいパル2階和室	生涯学習課
23	土	おはなしの部屋	昔話などの語り	15:30～16:00	中央図書館視聴覚室	生涯学習課
23	土	おうちで絵本ひろば	図書館職員による絵本の選び方や絵本による子育てについての話※おはなし会ではありません。	10:30～11:00	あいパル2階和室	生涯学習課
24	日	昆虫ウォッチング:夏	夏の彩湖周辺の昆虫を観察する	10:00～12:00	彩湖自然学習センター	生涯学習課
25	月					
26	火	【市民大学認定講座】おはなしボランティア養成講座	おはなしボランティアの育成とキャリアアップ支援を目的とする	10:30～12:30	中央図書館視聴覚室	生涯学習課
26	火	絵本の読み聞かせ広場	絵本の読み聞かせ・紙芝居等	10:30～11:30	下戸田公民館	生涯学習課
26	火	【市民大学認定講座】ZOOM・LINE入門コース②	アンドロイドのスマートフォンを实际に使いながら、ZOOMとLINEの基本的な使い方を学ぶ	13:30～15:00	下戸田公民館	生涯学習課
27	水	夏休み子ども将棋	将棋の駒の動かし方と対戦を学ぶ(1回目:全4回)	10:00～11:30	美笹公民館	生涯学習課
27	水	昆虫標本をつくろう	昆虫標本の作製を通して昆虫の身体の仕組みを学ぶ	10:00～12:00 14:00～16:00	彩湖自然学習センター	生涯学習課
27	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館視聴覚室	生涯学習課
27	水	めざせ！図鑑マスター	興味があるテーマを調べて図鑑を使いこなし、図鑑マスターを目指しましょう！	①10:00～11:30 ②14:00～15:30	あいパル3階アトリエ	生涯学習課
28	木	夏休み子どもお菓子作り	楽しみながら美味しいお菓子作りを学ぶ	10:00～12:00	美笹公民館	生涯学習課
28	木	託児サービス	保護者が図書館の中でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士がお子さまを預る	10:00～12:50	中央図書館視聴覚室	生涯学習課
29	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいパル2階和室	生涯学習課
30	土	【市民大学認定講座】星空観察会:夏の星空	自然豊かで市街地の照明の少ない彩湖自然学習センターの立地の利点を活用して星空を観察する	18:30～20:30	彩湖自然学習センター	生涯学習課
30	土	夏休み製作講座(ポーセラーツ)	白い陶器に転写紙(柄)を貼り付け、親子で世界に一つだけのオリジナルの時計を作ります。	13:30～15:00	新曽公民館	生涯学習課
31	日	彩湖連携事業「みどりパルたんけん隊」	彩湖自然学習センター(みどりパル)を見学して、動植物などを図鑑で調べる※屋外見学なし	10:00～12:00	彩湖自然学習センター(みどりパル)	生涯学習課
31	日	子ども大学とだ(1日目)	「入学式」、「テレビの仕事(テレビ朝日による出前講座)」	13:00～15:30	下戸田公民館	生涯学習課

教育委員提案

令和4年第6回教育委員会(定例会)

令和4年6月22日(水)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案

ページ

- ① 個別最適な学びの実現に向けた展望について（仙波委員）…………… 1
（教育政策室）
- ② 教育委員会の機能強化について（仙波委員）…………… 16
（教育総務課）

個別最適な学びの実現に向けた展望について

戸田市教育委員会
教育政策室

1 個別最適な学びとは

令和3年1月26日 中央教育審議会 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（答申）総論解説資料 より抜粋

「令和の日本型学校教育」における「子供の学び」の姿について

「子供の学び」の姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、
「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる



個別最適な学び
協働的な学び

一体的に充実



主体的・対話的で
深い学び

授業外の学習改善

授業改善

＼子供の資質・能力の育成／

個別最適な学び【学習者視点】（＝個に応じた指導【教師視点】）

＼子供が自己調整しながら学習を進めていく／

指導の個別化

- ✓ 子供一人一人の特性・学習進度・学習到達度等に応じ、
- ✓ 教師は必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫を行う
→ **一定の目標を全ての子供が達成することを目指し、異なる方法等で学習を進める**



学習の個性化

- ✓ 子供一人一人の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、
- ✓ 教師は一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供を行う
→ **異なる目標に向けて、学習を深め、広げる**



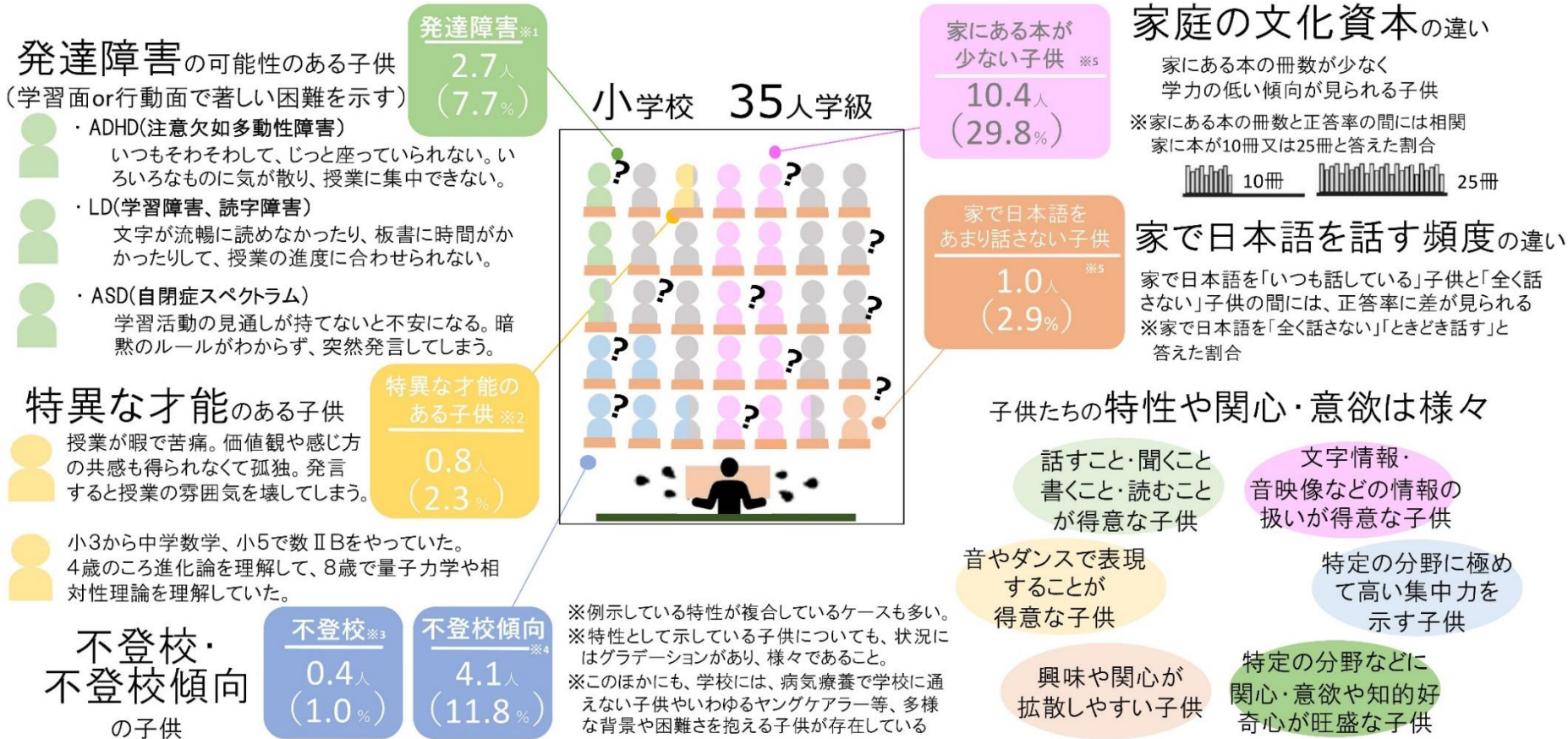
協働的な学び

- ✓ 子供一人一人のよい点や可能性を生かし、
- ✓ 子供同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働する
→ **異なる考え方が組み合わせさり、よりよい学びを生み出す**



2 個別最適な学びの実現に向けた方向性

令和4年4月1日 内閣府総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ
Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（案） より抜粋



これらの実態やこれからの時代に求められる資質・能力育成の観点からも
教師一人で完結する紙ベースの一斉授業型の学びは限界

2 個別最適な学びの実現に向けた方向性

令和4年4月1日 内閣府総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ
Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（案） より抜粋



「そろえる教育」から「のばす」教育、「学習者が主語」となる学びへ
二項対立ではなく、従来の教育のよさを組み合わせることで実現を目指す

2 個別最適な学びの実現に向けた方向性

戸田市SEEPプロジェクト

～産官学と連携した教育改革の重点～



子供たちにこれからの時代を生き抜くために必要な資質・能力を身に付けさせるために、教科の本質を捉えた授業改善を目指す。



教育政策シンクタンクを中心に教育の定量的データ及び定性的データの分析を行い、「経験と勘と気合」から脱却したエビデンスに基づく政策立案を行う。



「指導と管理」のPCから「学びの愛用」のPCとしたICTのマストアイテム化をはじめ、教育とテクノロジーの融合による新たな学びを推進する。



社会に開かれた「誰かの何かの課題」を解決する活動を通して、子供たちが未来を切り開く探究者としての資質・能力の育成を目指す。

戸田市においては、「SEEPプロジェクト」の質を高めていくことが個別最適な学びの実現につながる

2 個別最適な学びの実現に向けた方向性

令和4年度戸田市「指導の重点・主な施策」 アクティブ・ラーニング指導用ルーブリック より抜粋

アクティブ・ラーニング指導用ルーブリック

1 児童生徒が目標を理解し、課題に興味をもって取り組んでいたか。 【目指すべき目標・評価規準の設定等】

- 指導計画に基づき、適切な目標(資質・能力の三つの柱に基づき「何ができるようになるか」)が設定できたか。
- 本時の目標に正対する評価規準・評価方法が設定できたか。
- 児童生徒の学習意欲を高められる導入場面であったか。(学習問題や課題の工夫、提示方法の工夫など)

2 児童生徒が自分の考えを表現することができていたか。 【主に主体的な学びの視点】

- 本時の課題を正しく伝え、見通しをもたせることができたか。
- 自分の考えを表現することができるように、(主につまづいている児童生徒たちへの)支援方法を準備し、支援することができたか。
- 自分の考えを表現することができるように、教具の工夫、適切な時間や場の設定等の準備ができたか。
- 学習活動は、目標の実現につながっていたか。

3 児童生徒が友達の発言を受け止め、自分の意見と比べていたか。 【主に対話的な学びの視点】

- 児童生徒の考えを広げ深められるような、学習形態(個人、ペア、グループ、全体)は設定できたか。
- 児童生徒の考えを広げ深められるよう、教具(タブレットPC・具体物等)を工夫し用いていたか。
- 目標の実現につながるように児童生徒の考えを可視化(板書、ICT等を使って示すこと)ができたか。

4 児童生徒が思考・判断・表現する活動を通して「見方・考え方」を働かせていたか。 【深い学びの視点】

- 児童生徒が本時に働かせるべき「見方・考え方」は、明確であったか。
- 児童生徒が「見方・考え方」を働かせることができる学習活動を設定することはできたか。
- 児童生徒が働かせていた「見方・考え方」を可視化する(板書・口頭等)ことはできたか。

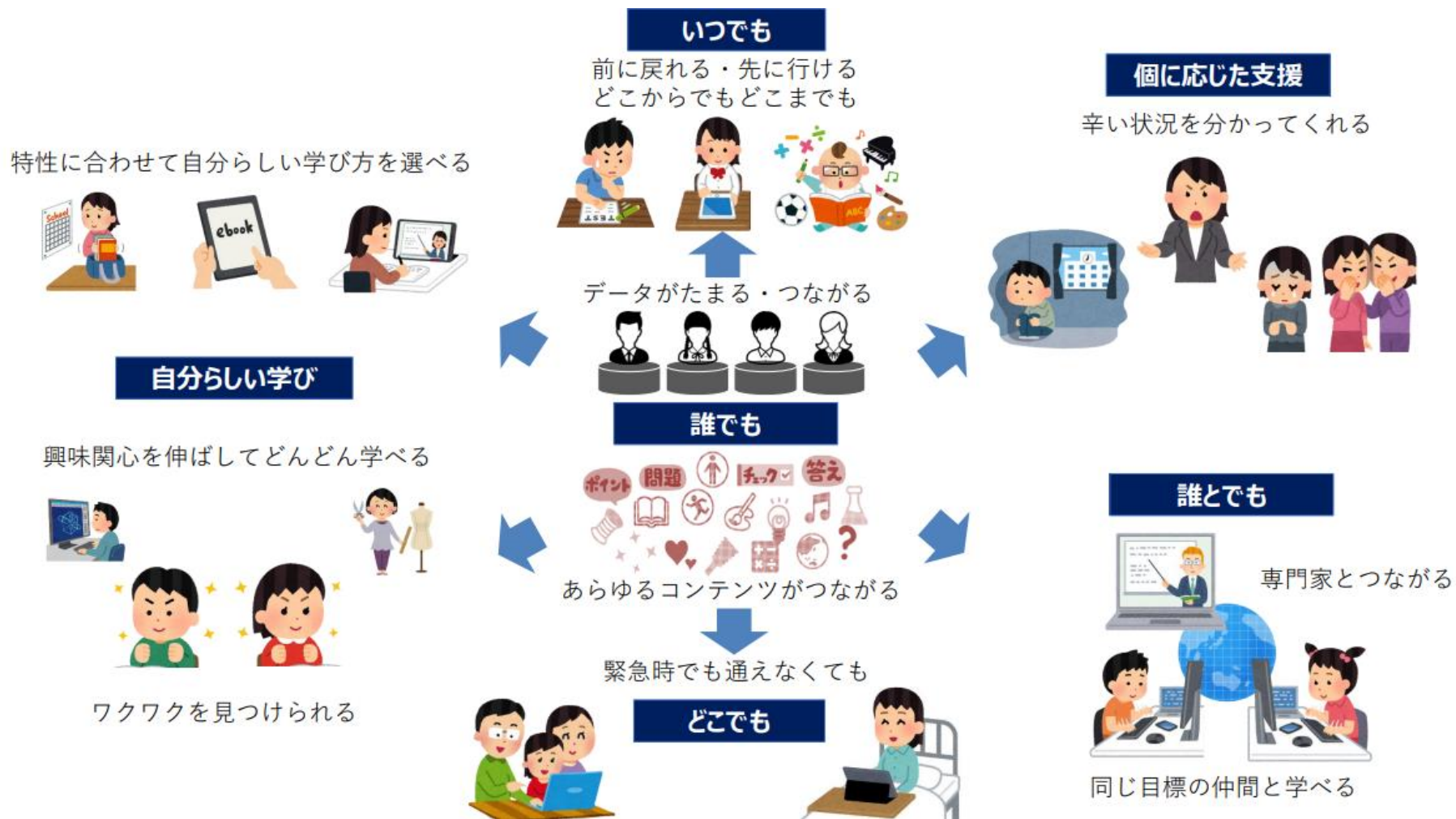
5 児童生徒が「分かったこと」「やったこと」や「できたこと」など、 学びの成果や課題を実感していたか。 【学びの評価・振り返り】

- 評価規準・評価計画に基づき、本時の児童生徒の学習状況を捉え、個々・グループ等へ支援する(キャッチ&レスポンスする)ことができたか。
- 目標に準拠した指導と評価となるよう、学習の状況を適切に評価することができたか。
- 児童生徒が本時の学習を振り返ることができる場面が設定できたか。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善も必要不可欠

2 個別最適な学びの実現に向けた方向性

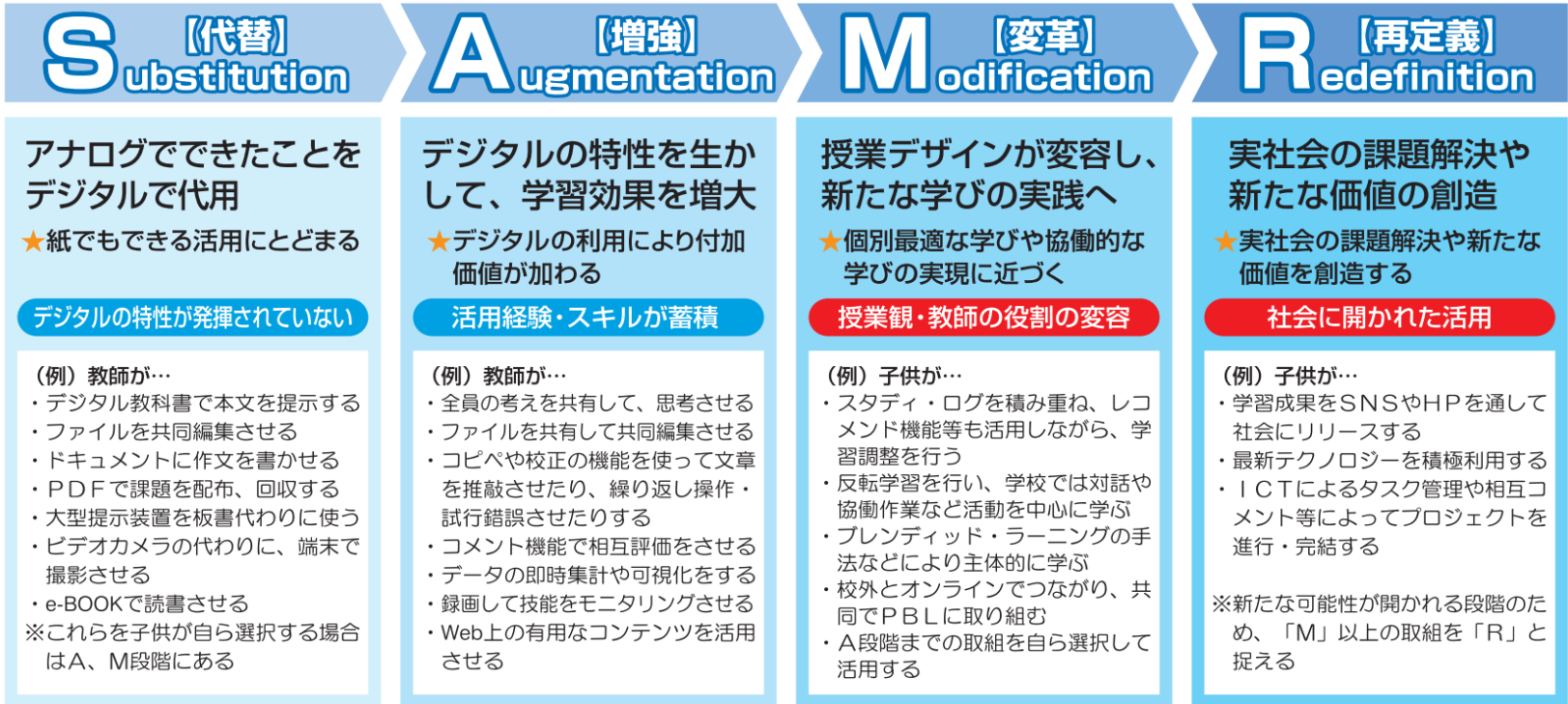
令和4年1月7日 デジタル庁・総務省・文部科学省・経済産業省 教育データ利活用ロードマップ より抜粋



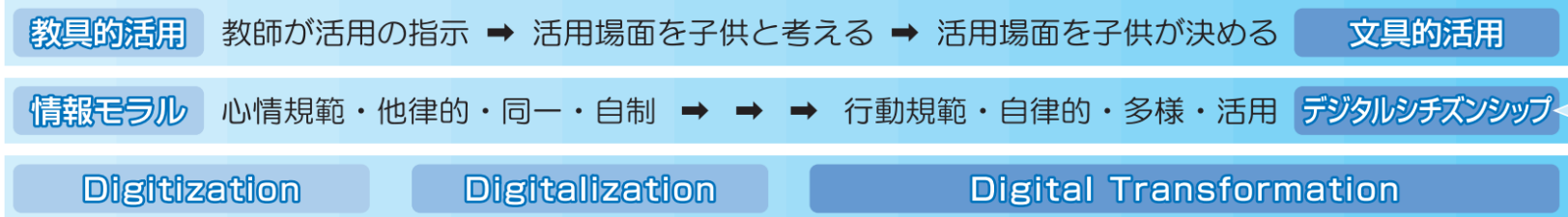
学習者を主語とする学びの実現に向けては、**教育データの利活用**と親和性が高い

2 個別最適な学びの実現に向けた方向性

令和4年度戸田市「指導の重点・主な施策」 戸田市版SAMRモデル より抜粋



※各段階(例)は一例であり、前後の段階においても行われることがある。ただし、各段階間の学びの質には差異がある。



ICTの活用も必要不可欠であり、SAMRモデルにおけるA段階を当たり前に、M段階を目指す必要がある

3 今後の展望（指導の個別化）

指導の個別化

- ✓ 子供一人一人の特性・学習進度・学習到達度等に応じ、
- ✓ 教師は必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫を行う

→ 一定の目標を全ての子供が達成することを目指し、異なる方法等で学習を進める



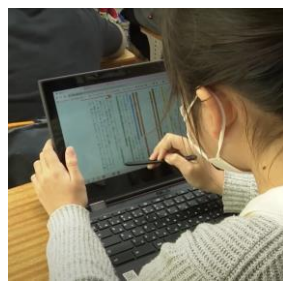
学習データの収集



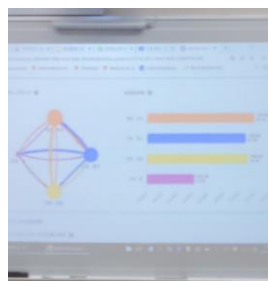
- ・学習eポータル、MEXCBT（その他CBT）、学習者用デジタル教科書等の各デジタル教材、分析ツールなどからデータを収集
- ・収集したデータを学習者個人と集団の状況との関係や、人と人とのつながりや断絶、グループの可視化などにつなげて分析



【AIドリルの活用】



【学習者用デジタル教科書の活用】



【話合いの見える化】

分析・可視化

教師にフィードバック



- ・教師の指導方法や教材、カリキュラムの改善、
 - ・学習者の状況に応じた支援
- ラーニングアナリティクスの研究等を通して、データ駆動型教育への転換に取り組む必要

「形成的評価」「声かけ」等の支援により、子供の学ぶ意欲を持続させる教師の「匠の技」が求められる

学習者にフィードバック



- ・eポートフォリオ等を通して、自分の学びの振り返り、学習調整を行う。
- 学習者が自らの学びを調整できる資質・能力の育成が必要

評価軸を変え、探究者としての資質・能力を育成することに対する社会全体の理解が求められる

デジタル教材・コンテンツの活用

- ・AIドリルは「理解度に応じた学習」や「学び直し」が可能

3 今後の展望（指導の個別化）

指導の個別化

- ✓ 子供一人一人の特性・学習進度・学習到達度等に応じ、
- ✓ 教師は必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫を行う

→ 一定の目標を全ての子供が達成することを目指し、異なる方法等で学習を進める

緊急時でも通えなくても

どこでも



個に応じた支援

辛い状況を分かってくれる



オンラインの活用

- ・ 学習・発達障害、病気療養、不登校なども含め、空間を超えて学ぶ



【登校できなかった生徒とオンラインで接続】

- ・ 指導体制を工夫し、学習者をサポート



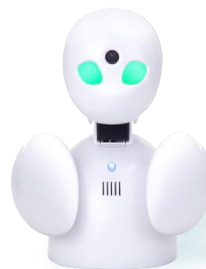
【校内サテライト授業】



最新テクノロジーの積極的活用

- ・ 教室以外の学びの場の提供の可能性。
- 最新テクノロジーの動向を注視し、実証等により知見を得る必要。

左【分身ロボット】 (株)オリィ研究所HPより
右【メタバースの活用】 oVices(株) HPより



3 今後の展望（学習の個性化）

学習の個性化

- ✓ 子供一人一人の**興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、**
- ✓ 教師は**一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供**を行う
→ **異なる目標に向けて、学習を深め、広げる**



特性に合わせて自分らしい学び方を選べる



自分らしい学び

興味関心を伸ばしてどんどん学べる



ワクワクを見つけられる

PBLの充実・STEAM教育の基盤づくり



- 子供の興味・関心に応じて、**教科の枠組みを超えた実社会につながる探究的で本質的な学び**
- 「**社会に開かれた教育課程**」の理念の下、地域や産業界等と積極的に連携しつつ、「**本物や一流（最先端）に触れる**」機会を一層増やし、そのプロセスにおいても「**知的好奇心**」の育成

→**教育課程特例校**（新曽小・戸田東小）・**授業時数特例校**（戸田東中）の研究成果の横展開など、枠組みの在り方についても検討が必要

【本物の課題を解決する学び】



【先端テクノロジーの活用】



【外部の専門家等とつながる】



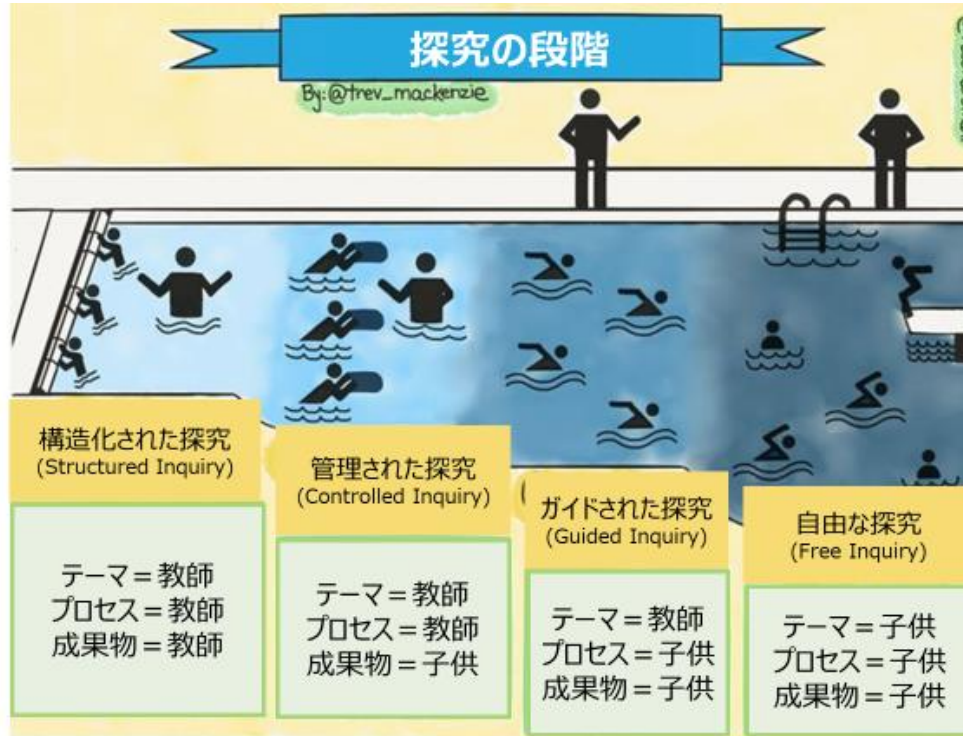
【コンテンツを活用してつながる】

3 今後の展望（学習の個性化）

学習の個性化

- ✓ 子供一人一人の**興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、**
- ✓ 教師は**一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供**を行う
→ **異なる目標に向けて、学習を深め、広げる**

PBLの充実・STEAM教育の基盤づくり



Trevor MacKenzie「探究型学習を授業に取り入れる (原題: Bringing Inquiry-Based Learning Into Your Class)」を事務局において訳



特性に合わせて自分らしい学び方を選ぶ



自分らしい学び

興味関心を伸ばしてどんどん学べる



- 自己決定の機会等を徐々に子供に委ねていく。



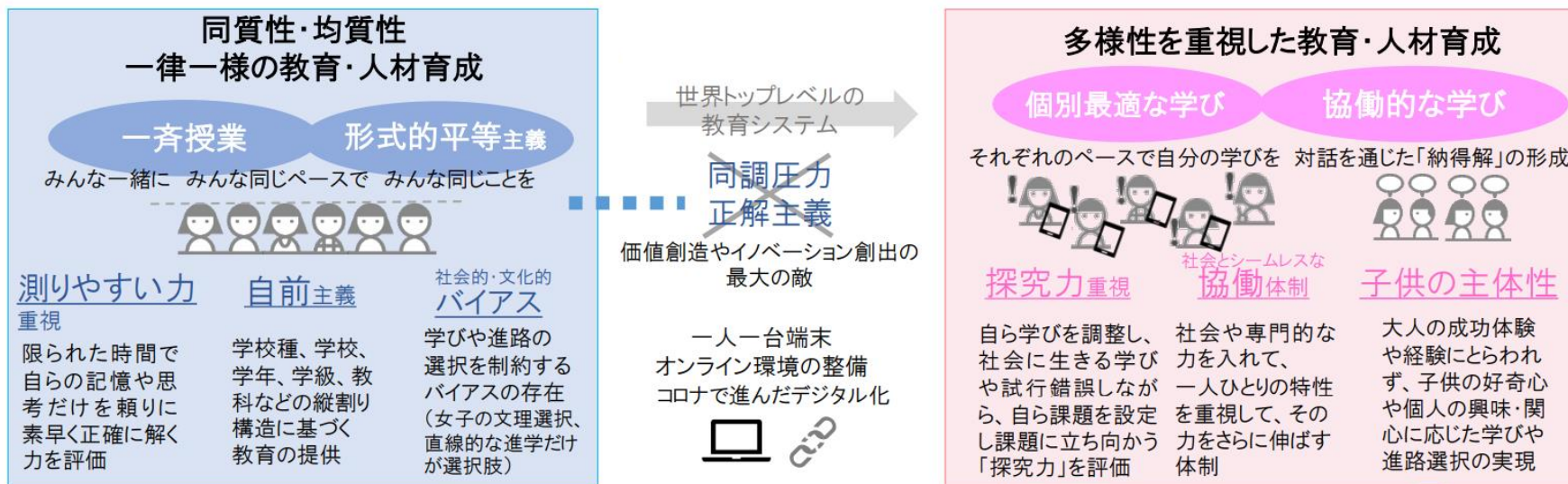
【ICTを活用して家庭で発展学習に取り組む】

→イェナ・プランや自由進度学習など学びの形態やギフテッドなど特異な才能をもつ児童生徒の学びの在り方についても研究が必要

学びの中で**子供が自己決定する場面を少しずつ増やす**などして「**自立的・自律的な学習者**」としての資質・能力を全教育活動を通して育成することが求められる。

3 今後の展望（留意点）

令和4年4月1日 内閣府総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ
Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（案） より抜粋



▶ 「個別最適な学び」の推進上の留意点

・デジタル技術を最大限活用した「個別最適な学び」を進めた場合、子供はアルゴリズムやAIが指示する学びを他律的に行うこととなる。**「個別最適な学び」の本質は、自分で自分の学びを調整しながら、試行錯誤を繰り返すこと**であり、さらに、多様な子供たちが「協働」で学ぶ機会が確保されることが学校教育の役割であることから、**「個別最適な学び」とともに「協働的な学び」を一体的に充実**する必要がある。

・各種データ等を活用しながらも、**子供を見取る・励ます・支援する教師の不易の指導・支援は不可欠**。AI等によるレコメンド等は参照しつつも、データが万能ではないことを理解し、**教師の経験と勘による「匠の技」を磨く**ことも必要。合わせて、それらを可視化するなどして効率的に伝承していくための研究も同時に行う必要がある。

・MEXCBTや学習eポータル、学習者用デジタル教科書など、**データ駆動型教育**に必要なEdTechの実証に積極的に参加して知見を得ながら、アジャイルな取組を行うマインドセットを全校で共有する必要がある。

3 今後の展望（国における議論）

● 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 委員名簿

	秋田 喜代美	学習院大学文学部教授
部会長	荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長
	今村 久美	認定NPO法人カタリバ代表理事
	岩本 悠	一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事、島根県教育魅力化特命官
部会長代理	金丸 恭文	フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長 グループCEO
	貞廣 斎子	千葉大学教育学部教授
	戸ヶ崎 勤	埼玉県戸田市教育委員会教育長
	中川 一史	放送大学教養学部教授
	奈須 正裕	上智大学総合人間科学部教授
	平川 理恵	広島県教育委員会教育長
部会長代理	堀田 龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授、東京学芸大学大学院教育学研究科教授

4 おわりに

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実は、**「教員による一斉指導・予定調和型授業」**という、明治期以降のいわば**「学校の慣性」への挑戦**であり、一朝一夕に成し得るものではないが、関係者が最上位の目標を共有しつつ、「アクティブ・ラーニング指導用ルーブリック」や「戸田市版SAMRモデル」といった、**自らの実践を振り返り、学び合うキッカケを意図的・継続的に設定することが「急がば回れ」**であり、今後も**「戸田市から日本の教育を変える」**という覚悟で一丸となって取り組んでいく。

教育委員会の機能強化

令和4年（2022年）6月22日

教育委員会の機能強化 ～ 本日のながれ ～

- ・ 現在の教育委員会制度
- ・ 戦前から戦後にかけての教育委員会制度の変遷
- ・ 教育委員会制度の理念
- ・ 平成27年度（2015年度）教育委員会制度の改正
- ・ 「令和の日本型学校教育」を推進するための地方教育行政の充実
- ・ 教育委員会の機能強化～会議の論点（例）～
- ・ 令和時代における教育委員会制度の在り方
- ・ 戸田市における教育委員会会議の運営上の工夫（10箇条）
- ・ 時代に応じた専門的指導性の向上
- ・ 令和時代における教育委員会制度の在り方

教育委員会制度について

教育委員会制度の仕組み

- 教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定。
- 教育委員会は、常勤の教育長1人と非常勤の教育委員4人の原則5人で構成。任期は教育長は3年、教育委員は4年でそれぞれ再任可。
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する(会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者)。地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命。

制度の趣旨

A 政治的中立性の確保

- 教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要。個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

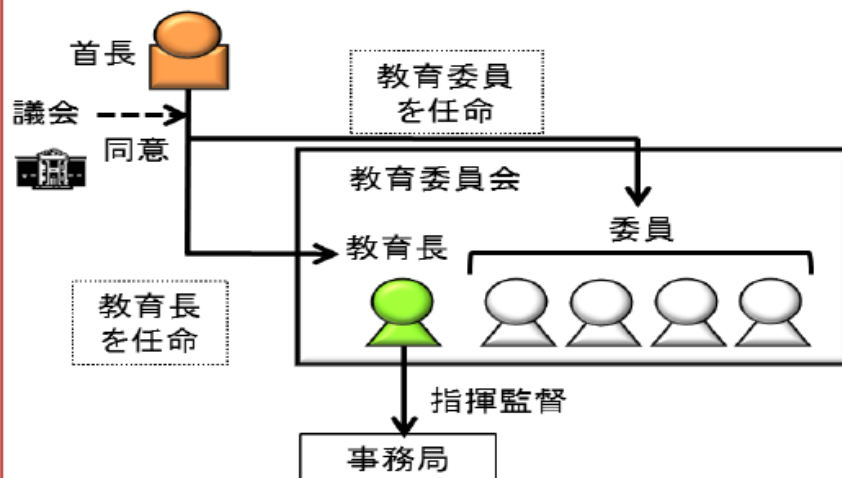
B 継続性・安定性の確保

- 特に義務教育について、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

C 地域住民の意向の反映

- 教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要。

(イメージ図)

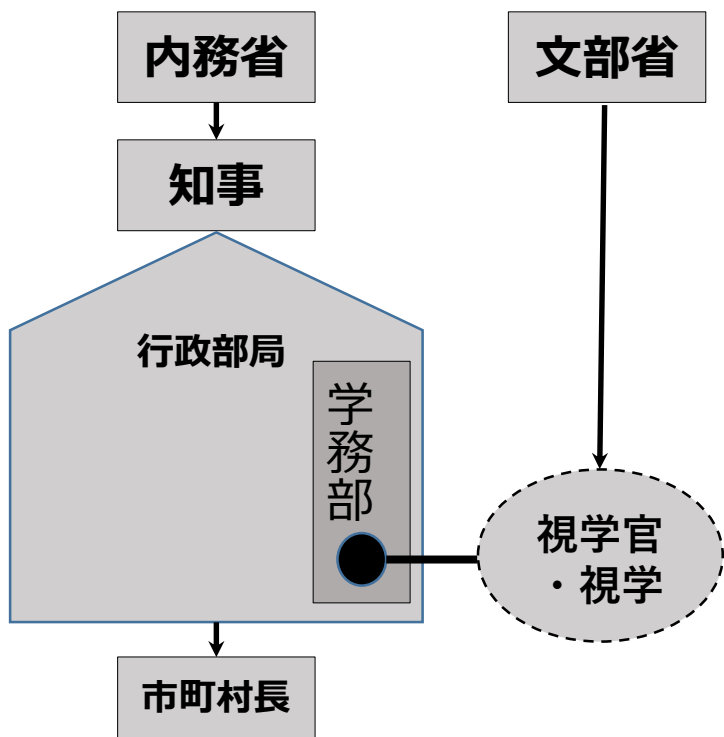


戦前から戦後にかけての教育委員会制度の変遷

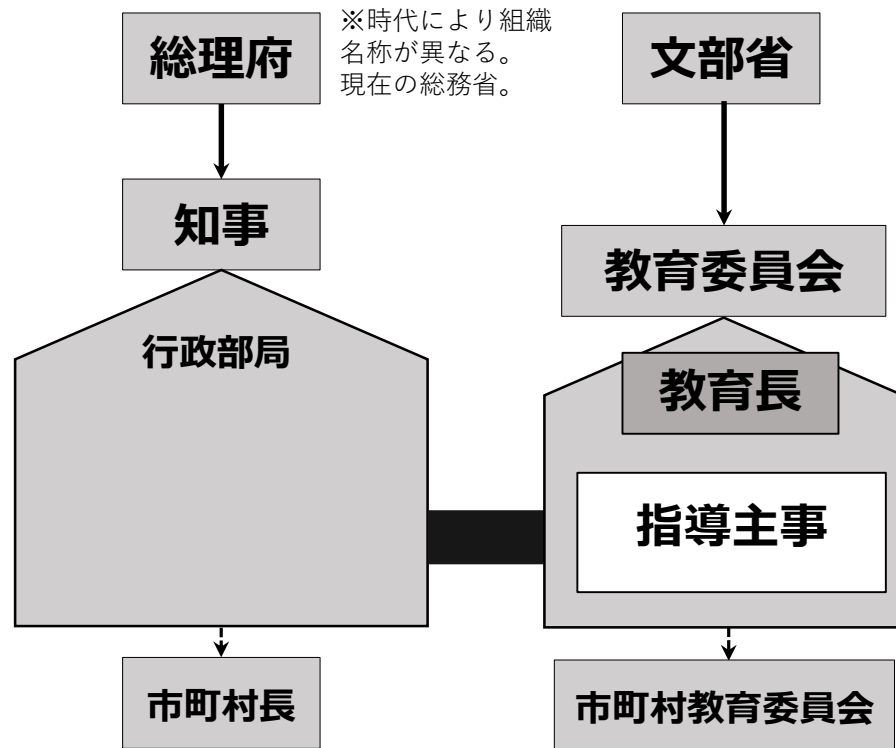
戦前の教育行政は、①中央集権、②官僚統制、③一般行政の一部であることが特徴的であった。

戦後は、「米国教育使節団報告書」の理念に沿って具体化。行政全体の民主化が進められるなか、①地方分権、②民主統制、③一般行政からの独立の3原則を担保するための仕組みとして教育委員会制度が導入された。

【戦前のイメージ】



【戦後のイメージ】



○内務大臣に直属する地方長官（知事）が国の代行機関として地方行政を行う。教員等の人事管理や学校経営の監督などの学校の管理運営は、地方長官又は文部大臣の名で実施。

○視学制度：文部省には視学官、督学官、教学官、地方には視学官、視学などを設置。これにより国の教育政策を地方に浸透。

○都道府県及び全市町村に首長から独立した教育委員会の設置。教育委員会法の制定（1948年制定）。財政の最終的な決定権はないが、予算を組む権限が与えられた。

○教育委員は、原則として有権者からの選挙によって選出された。

○教育委員会が、学校の管理運営（物的管理、人的管理、運営管理）の全責任。国は基準策定と指導助言を実施。

○「素人統制と専門的指導性の抑制と均衡」を目指した教育委員会制度の導¹⁹

教育委員会制度の理念

民主統制（レイマン・コントロール）と専門的指導性の抑制と均衡

民主統制（レイマン・コントロール）

※レイマンを素人、門外漢、専門知識のない人と訳されることがあるが、ここでは地域住民という意味である。

- 住民の日常生活に関係の深い地域的活動である教育行政に、住民の意向を取り入れるための制度設計。→教育行政の意思決定を、独任制の首長ではなく、合議体の機関に委ねる（首長の独断や恣意の介入を防ぎ、首長の属する党派の利害に左右されるリスクを減らす）。
- 制度導入時は、教育委員会法（1948年制定）により、①予算を組む権限と、住民自治の徹底の観点から②教育委員は公選制とされたが、党派的影響による弊害から、1956年に地教行法（※）が成立し、教育委員会法が廃止され、上掲の①②の権限も廃止された。そして、政治的中立性の確保のため、首長が議会の同意を得て教育委員を任命することとした。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律

専門的指導性（プロフェッショナル・リーダーシップ）

- 教育行政は専門的技術的な知識・技能が求められるため、専門的な知見を持つ者によるリーダーシップが必要であることから、制度導入直後は、教育長と指導主事については免許状制度が設けられた。→その後、免許状制度は廃止。

☆上記のほか、平成になり地方分権を進める動きが強まり、平成11年には教育長任命時の承認制が廃止された（それまでは教育長の任命に当たり、文部大臣や都道府県教育委員会の承認が必要）。また、平成12年には、教育委員の人選は、多様な構成となるよう、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、教育委員に保護者を含めるよう努めることが規定。また、会議を原則として公開することなども義務付けられた。

①政治的中立性の確保 ②安定性・継続性の確保 ③地域住民の意向の反映

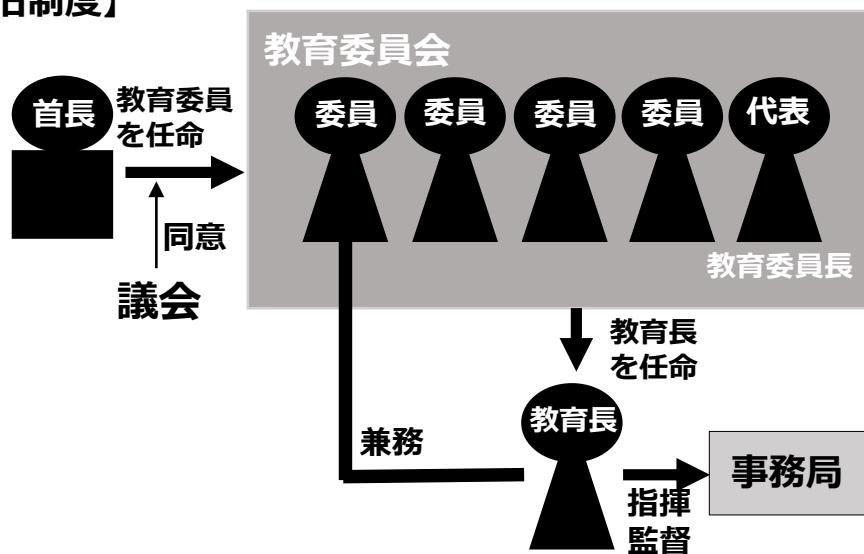
平成27年度（2015年度）～

新教育委員会制度の施行

平成27年度から地教行法が施行され、現在の教育委員会制度がスタート（令和元年度に全自治体が新制度移行）。旧制度の3つの課題。①教育委員長と教育長が併存しており、責任者が分かりにくいこと、②非常勤である教育委員長が教育委員会の代表者で会議の主事者となっていたため、緊急時に必ずしも迅速に対応できていないこと、③選挙で選ばれた民意を代表する首長との連携が十分に取れないこと。

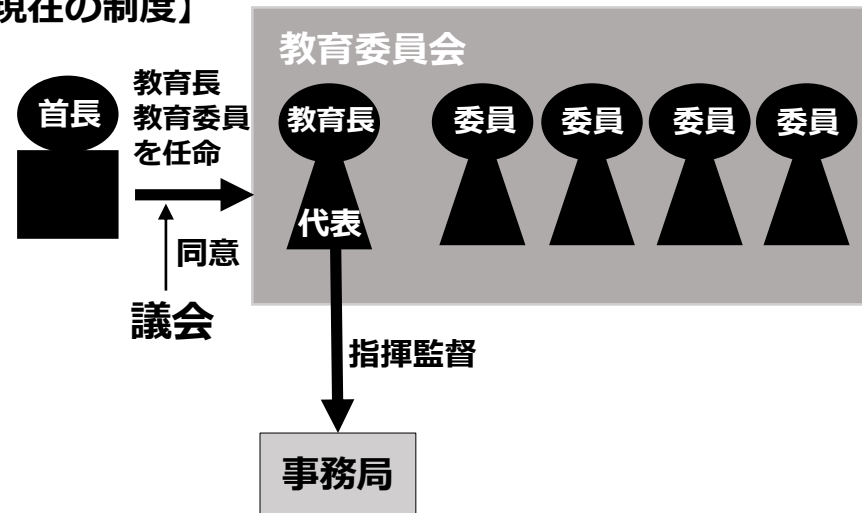
現在の制度では、①教育委員長と教育長を一本化し、常勤の新教育長（任期3年）として、教育委員会を代表するとともに、事務執行の責任者となった。②新教育長は、緊急時に自らの判断で教育委員会の会議を招集するといった柔軟な対応ができるようになった。③首長と教育委員会が教育行政について協議、調整する場である「総合教育会議」が設置され、首長が教育の目標や施策の根本的な方針となる「大綱」を策定することになった。また、首長が議会の同意を得て、新教育長を直接任命する。

【旧制度】



- 教育委員は、非常勤で原則5人。任期は4年で再任可。
- 教育委員長は、教育委員のうちから選挙で決定。任期は1年で再任可。
- 教育長は、常勤で教育委員のうちから教育委員会が任命。具体的な事務執行の責任者。任期は4年で再任可。

【現在の制度】



- 教育委員の任期は4年で再任可。
- 教育委員長は廃止され、教育長に一本化。
- 教育長は、首長が任命。常勤で任期は3年で再任可。

これまでの「日本型教育」

成果

- 日本の学校の果たしてきた役割
- ①学習機会と学力の保障
 - ②全人的な発達・成長の保障
 - ③身体的・精神的な健康の保障

課題

- 学校の負担増大
- 学習意欲の低下
- ICT活用が低調
- 新型コロナ

- 子供の多様化
- 教師の労働環境悪化
- 人口減少

令和の日本型学校教育

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要。

目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

今後の方向性

- ・これまでの成果を継承
- ・物的資源を国が支援する。
- ・学校地域が一体となって子供を支援・「二項対立」ではなく、よさを組み合わせる。
- ・教育政策のPDCAの推進

今後更なる検討を要する事項

校長を中心に学校組織のマネジメントの強化が図られ、自主的・自律的な取組を校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化が図られ、積極的に支援し、社会の変化に素早く的確に対応するための教育委員会の在り方、特に、教育委員会事務局の更なる機能強化や、首長部局との連携の促進、外部人材の活用等をはじめとする社会との連携等を含む教育行政の推進体制の在り方



「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議

※戸ヶ崎教育長は副座長

- ・教育委員会の機能強化
- ・首長部局との効果的な連携
- ・小規模自治体への対応や広域行政の推進のための方策
- 等について検討

国の動向 教育委員会の機能強化 ～会議の論点（例）～

「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の充実にに向けた調査研究協力者会議

- 社会との連携を進める学校を支援する観点を含め、教育行政自体がより社会の変化に素早く的確に対応するために、教育委員会の機能強化・活性化についてどのような方策が考えられるか。

【論点（例）】

- ・教育行政を取り巻く社会環境が多様化・複雑化し、教育行政部局だけでは処理しきれない分野横断的な行政課題が多く存在している状況を踏まえると、教育長には、リーダーシップや調整力等のほか、教育の専門的知識に留まらない福祉、保健衛生、雇用、産業、環境等様々な分野に関する知識の習得が求められると考えられる。教育長の職の特殊性や、教育行政を取り巻く状況の変化を踏まえ、あらためて、**教育長に求められる資質能力をどのように考え、人材の確保や資質能力の向上の観点からどのような方策が考えられるか。**
- ・**教育行政職員が求められる資質・能力を着実に身に着けるために、どのような方策が考えられるか。**一般に、教育委員会事務局は一般行政職出身者や教職員出身者により構成されていることを踏まえ、それぞれの立場から検討する必要があるのではないかと。
- ・例えば、教育に関する専門性の観点からは、**職員に対して教職大学院など大学・大学院での修学の機会を提供したり、学校に派遣して教育現場での経験を積む機会を提供することが重要ではないか。**また、行政職員の専門性の観点からは、例えば、**首長部局など教育・学校以外の部局の経験を積む機会を積極的に提供することが重要ではないか。**
- ・教育委員会事務局は学校現場への指導助言、施策の企画立案、自治体内外の関係者・関係機関との折衝など様々な役割が求められているが、**教職出身者と事務職員の役割分担に応じた適正な構成をどのように考えるか。**
- ・**困難を抱える児童生徒への支援の必要性が着目されるなか、充実した支援を行う上で教育委員会にどのような機能が求められるか。**特に、教育委員会の規模や地域特性が多様であるなか、マンパワー等から理想的な対応が困難な教育委員会において、現実的にどのような工夫・方策が考えられるか。
- ・様々な業務があるなかで、学校現場の課題解決、企画立案や関係者・関係機関との調整・コーディネート等に**専門的知見を有する外部人材を教育委員会事務局に登用・活用することについてどのように考えるか。**
- ・教育行政の基本方針等について議論する場である**教育委員会会議の活性化**を含め、執行機関の一員であり教育委員会の重要事項の意思決定を行う責任者として、**教育委員の教育行政への関わり方**についてどのように考えるべきか。
- ・社会環境が多様化・複雑化し、教育委員会の業務に外部の知見や能力を活用が求められる機会が益々増えているなかで、**民間企業等の外部機関との連携の在り方**についてどのように考えるか。

令和時代における教育委員会制度の在り方

令和時代における教育委員会制度の在り方

民主統制（レイマン・コントロール）と専門的指導性の抑制と均衡

※狭義の教育委員会と、事務局も含めた広義の教育委員会

民主統制（レイマン・コントロール）

※レイマンを素人、門外漢、専門知識のない人と訳されることがあるが、ここでは地域住民という意味である。

○多様な考え方を教育政策に反映させる教育委員会会議の活性化と情報の公開

専門的指導性（プロフェッショナル・リーダーシップ）

○時代に応じた専門的指導性の向上（主に事務局）

戸田市における教育委員会会議の運営上の工夫（10箇条） ～平成27年 戸ヶ崎教育長就任時より～

- ① 議事や報告の追認に終始しない。
- ② 「教育委員は教育委員会事務局の上司である」という意識を事務局がもつ。
- ③ 事務局が知っていて教育委員が知らないことがないようにする。
- ④ 事務局で結論が出ていないことでも事前に教育委員に報告し、ともに知恵を出し合う。
- ⑤ 教育委員が主体性を発揮できるよう発言しやすい環境づくりをする。
- ⑥ 教育委員会会議では必ず教育委員提案をいただく。
- ⑦ 事務局はできるだけわかりやすく丁寧な説明を心がける。
- ⑧ 国や県の通知や最新の教育を随時教育委員に提供する。
- ⑨ 教育委員向けの研修を実施する。
- ⑩ 会議資料は5日前までに委員の手元に届ける。

時代に応じた専門的指導性の向上

戸田市の教育改革の取組 (令和4年度版)

- 教育委員会の取組
- ★産官学民との連携による取組



教育改革の重点

産官学民との連携による戸田市SEEPプロジェクト

AI (人工知能) では代替できないかや AI を使いこなす力「21世紀型スキル」
「汎用的スキル」「非認知 (社会情動的) スキル」の育成を目指す

S:Subject E:EBPM (Evidence-based Policy Making) Ed:EdTech (Education×Technology) P:PBL (Project-based Learning)



S Subject

教科の本質を捉えた授業改善をはじめ、すべての取組を学びに結びつける

主体的・対話的で深い学び推進のための「戸田型授業改善モデル」

本市独自のルーブリックを核として多角的な授業改善に取り組む

「子供たちに身に付けさせたい力」は何か

- 各学校における具体的な教育目標の設定と教師の意識改革
 - 具体的な教育目標を設定した「授業力向上プラン」の作成
 - 本市で作成した「資質・能力ルーブリック」の活用

子供たちが何を学ぶか

- 基礎的な知・徳・体の効果的・効率的な習得
- 産官学民との連携による新たな学びの実践
 - 各学校への産官学民の連携メニューの提示や導入のサポート

子供たちがどう学ぶか

- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進
 - 本市の作成した「指導用ルーブリック」の活用促進 (学校訪問時の指導、研究協議会での活用等)
 - 県及び全国学力・学習状況調査等の分析結果のフィードバック
 - 学校訪問改革、校内研修の活性化
 - 県学力調査や教員調査によるルーブリックの検証、改善
 - ユニバーサルデザインに基づく学級経営と授業実践
 - 家庭学習及び放課後補習学習支援 (民間の塾等への委託)
 - ★共栄大学: 教員研修のサポート等

E BPM

優れた指導法や施策を質的・量的に分析し、授業改善等に生かす

「戸田市教育政策シンクタンク」の設置

エビデンスベースでの政策づくりを自立的に推進

- 授業がわかる調査、教員質問紙調査等の分析
- 多様なスキルを持った教育行政プロの採用
- ★デジタル庁、半農半漁(株)、(株)アイネス: 教育総合データベースの構築
- ★外部アドバイザーボード: 大学教授や弁護士等の有識者に委嘱

外部との共同研究

- ★国立教育政策研究所: 教育施策の効果検証
- ★東京大学: SESと学力調査等の分析
- ★国立情報学研究所、東京理科大学、筑波大学、(一社)教育のための科学研究所: リーディングスキルの視点からの授業改善
- ★スマートニュースメディア研究所: メディア・リテラシー教育の実践及び効果検証
- ★慶應義塾大学: 埼玉県学力調査の分析による非認知能力と学力の関係及び学習意欲の視点における授業改善
- ★(株) LITALICO: ペアレントトレーニングの導入、個別の学び支援システムの導入
- ★IGS (株): AIGROWによる教育効果の可視化
- ★ハイラル(株): 話し合いの定量的分析と可視化
- ★半農半漁(株): データベース構築とその活用に関する助言等

E dTech

テクノロジー活用による新たな学びの創造

戸田市版SAMRモデルに基づくICTの文機的活用と学びの改革

- 学校と家庭等をシームレスにつなぐ学び等、新たな学びの推進
- デジタル・シチズンシップ教育の推進
- 全小中学校にICT支援員を配置
- 全小中学校が「学習者用デジタル教科書実証事業」に参加
- ★経済産業省: EdTech導入補助金の活用による学習コンテンツのトライアル
- ★Google: 市内全児童生徒及び教職員(アカウント)を付与、「Google Workspace for Education」の活用研修の実施
- ★富士電機ITソリューション(株): ICT総合サポートにより、コールセンター対応及び巡回支援員を市内全小・中学校へ派遣
- ★(株)ベネッセ: 「ミライシード」の活用及びICT教育支援員を市内全小・中学校に派遣
- ★(株)LoLo: 「ロイロノート」の活用及びオンライン研修の実施
- ★(株)ジャストシステム: 「ジャストスマイルドリル」を活用した学校・家庭のシームレスな学びの研究及びオンライン研修の実施
- ★(株) EdLog: 探点支援システムの活用及び探点結果フィードバックの質の向上等の研究

P BL

実社会のリアルな課題を探究的に解決する学びの推進

- アイデア提案に留まらない「実行・検証」までを踏まえた実践型のPBLを推進
- 戸田市プレゼンテーション大会の開催
- PBLを通じた地域及び企業との連携、カリキュラム・マネジメントの推進

〈PBLのプロジェクト類型〉

- ・学級/学校の課題解決
- ・子供主体のルールメイキング
- ・地域連携/企業連携/市役所連携
- ・防災/安全/SDGs
- ・商品開発 等

- ★インテル(株)、(株)キャリアリンク、(株)WIL、(株)Prima Pinguino: PBLに関する校内研修支援
- ★(公財)日立財団: 企業講師によるプロジェクト型探究学習プログラムの提供及び支援
- ★(株)リバネスキャピタル、(株)情報通信総合研究所、フューチャーインスティテュート(株): プレゼンテーション大会の審査及び指導助言

STEAM教育の基盤づくり

- STEAM Labの設置
- ★中村学園大学、インテル(株)、アドビ(株)、リコージャパン(株)、(株)アパロンテクノロジーズ: STEAM教育の共同研究及び教員研修

多様なニーズへの対応

一人ひとりのニーズに応じた支援の充実

戸田型オルタナティブ・プランの推進

- 小学校段階からの不登校の未然防止、早期発見・早期対応、適切な支援のための選択肢
 - 校内サポートルーム「はれっとルーム」の拠点校設置
 - 不登校対策ラボラトリー「はれっとラボ」設立
 - 社会に開かれたネットワーク構築

〈特別支援教育〉

- 専門アドバイザーによる特別支援担当教員の指導
- ★(株) LITALICO: 学校への訪問支援、共同研究
- ★獨協医科大学: 発達障害専門医による医療相談
- ★国立特別支援教育総合研究所: 多層指導モデルMIMの活用

- ★(株)学研教育みらい: ビジョンアセスメントWAVESの実証
- ★ソフトバンク(株): ICT端末貸与、実践研究
- 〈日本額指導〉
 - 日本語指導担当教員、日本語指導員の配置
- 〈教育相談体制の充実〉
 - ★東京メンタルヘルス(株): 全小・中学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置及び教育センターに教育心理専門員を配置
- 〈不登校対策支援〉
 - ★(株)学研エデュ・スタッフィング: 教育支援センター「すてっぴ」の体制強化、ひきこもりの児童生徒へのアウトリーチ型支援
 - ★訪見女子学園大学等: ピアサポーター制度の活用
- 〈悩み解消や深刻化の未然防止〉
 - ★SNS教育相談の導入
 - ★円滑な学校経営及び適切な情報の取扱いのための取組
 - ★教育委員会リーダーによる研修や支援

学校等横断小中一貫カリキュラムプログラミング教育

- 小1〜中3まで年間6時間程度の時数確保
- ★(株)ベネッセ: テキストの共同開発、教員研修
- ★(社)CEEジャパン: 教材「Bee-Bot」の提供
- ★フューチャーインスティテュート(株): 教材「Root」の共同研究
- ★ソニーマーケティング(株): 教材「MESH」活用支援
- ★中村学園大学、インテル(株): 教材「TELLO」の共同研究

英語教育

- 小学校低学年からの実施、モジュール、CAN-DOリストの作成
- ★青山学院大学、日本体育大学: 体育の授業における大学生のサポート、運動部活動顧問の研修
- ★西武ライオンズ、東京ヤクルトスワローズ、(特非)戸田スポーツクラブ、戸田中央メディックス女子ソフトボール部: 体育の授業等への講師派遣
- ★英検の検定料助成(小6、中3)
- 教師の英検取得率に関する調査
- ★福島県西会津町: 宿泊等交流事業
- ★サイエイ・インターナショナル: 英検対策講座

非認知(社会情動的)スキルの育成

- 「非認知(社会情動的)スキル育成プログラム」の作成
- 「考え、議論する道徳」の推進
- いじめ根絶ピースプロジェクト
- ★(特非)Sesame Workshop: セサミストリートカリキュラムの推進
- ★(一社)UNIVA: スクールワイドPBSの共同研究
- ★IGS(株): AIGROWによる非認知能力の測定

体力の向上

- プロトレーナーによる部活動サポート
- 市長部局との連携
- ★西武ライオンズ、東京ヤクルトスワローズ、(特非)戸田スポーツクラブ、戸田中央メディックス女子ソフトボール部: 体育の授業等への講師派遣

令和時代における教育委員会制度の在り方

民主統制（レイマン・コントロール）と専門的指導性の抑制と均衡

※狭義の教育委員会と、事務局も含めた広義の教育委員会

民主統制（レイマン・コントロール）

※レイマンを素人、門外漢、専門知識のない人と訳されることがあるが、ここでは地域住民という意味である。

○多様な考え方を教育政策に反映させる会議の活性化と情報の公開

<戸田市における取組>

- ・教育委員提案の実施
- ・学校プレゼンの実施による学校現場の課題の把握
- ・傍聴可能人数の増員
- ・詳細な会議録の作成及びホームページでの公開（会議の透明化）
- ・学校訪問、研究発表、教員研修等への参加
- ・広報誌における定期的な教育施策の掲載や教育委員会Facebookの開設 等

専門的指導性（プロフェッショナル・リーダーシップ）

○時代に応じた専門的指導性の向上（主に事務局）

<戸田市における取組>

- ・産官学民との連携【約70の企業等との連携、文科省出向者の招聘、県との人事交流 等】
- ・学校と大学・企業連携のコーディネート
- ・教育行政プロ職員の採用【指導主事・一般行政職・教育行政プロ職の各専門性の融合】
- ・ICT機器の積極的活用とデータ利活用の推進【アドバイザリーボードの設置】
- ・教育行政プロ職員の指導主事発令
- ・教育委員会職員の県内教員養成大学における講義 等

教育長に対する360度評価

人事評価において、上司による評価だけではなくて、部下や同僚など多角的な視点、いわゆる360度評価が注目されていると思いますが、教育長の職というのは、首長には見えない、また、あえて見せていない部分がある場合もあり、首長以外によるチェックも必要ではないかと感じました。

そのような観点から言いますと、多くの教育長さんから反論をいただく可能性があるかと思いますが、いわゆる教育村の中を活性化するためにも、例えば、「校長による教育長評価」を定期的に行ったり、また、教育委員による「教育長評価」や教育委員会の定例会の中で「教育行政や教育長の在り方に関する議論」を行ったりするなどの取組もあっていいのではないかと感じました。

令和時代のレイマン・コントロール

教育委員会が合議制で、多様な考え方を教育委員により教育施策に適切に反映させることが教育委員会制度の理念であるといえます。つまりはレイマン・コントロール（住民による意思決定）をどう適切に機能させるかということが、大変重要な課題であると考えます。

レイマンは素人と訳されますが、本来は地域住民とするべきで、いかに一般の地域住民が、教育について意見を言う機会を確保し、その意見を基に教育施策を展開するか、その仕組みを常に時代に照らし合わせながら見直していかなければならないと考えています。そうでないと、教育専門集団である教育委員会事務局で教育が身勝手に動いてしまうことになります。

一方で、これまで改善はあったものの現状の教育委員会制度の仕組みは、多くの住民に情報が行き届かず、意見を述べる機会や方法がないことを前提とした時代に作られた仕組みで、言葉は適切かどうか分かりませんが、いわゆる間接民主主義も同じような仕組みであるといえます。現在のように、SNS等で誰でも、いつでも、どこでも、自分の意見を自由に表明し、また公開されている情報であれば自由に情報を収集できる時代に、これまで同様の仕組みでよいのかという問いが生まれてきます。また、この多様性の時代にあって、そもそも数名の教育委員が多様な市民の意見を反映できる存在であるのかということも疑問です。

令和の時代の教育委員会制度として、通信ネットワークとかSNSも効果的に活用していく必要があるかと思いますが、教育委員会事務局だとか学校の取組、教育委員会会議をネットワーク上にフルオープンにし、地域住民が簡単に傍聴やオンデマンドで閲覧できるようにしたり、自分の意見を積極的に発信したりできるようにすること、さらには、ニコニコ動画のように、流れるコメントなど、広く集められた意見について、教育委員が確認しながら教育委員会の会議で意見を述べたり、政策立案の際のデータとして活用していったりすることで、令和時代のレイマン・コントロールなるのではないかと考えます。



**学校として、変えること、変えなくていいことの見極め
が大事であり、そのためにデジタル時代における
教師の読解力と教師にこそ「深い学び」が求められて
いる。そのための支援を強力に行っていく。**

**教育委員会とは、学校に伴走し、
積極的な自走を支援し、
逸走や暴走を軌道修正するところである。**

報告事項

令和4年第6回教育委員会(定例会)

令和4年6月22日(水)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 令和4年6月戸田市議会定例会 教育関連一般質問及び常任委員会について…………… 1
- ② 学校生活における児童生徒等のマスクの着用について…………… 5
- ③ 戸田型オルタナティブ・プランについて…………… 1 1
- ④ 令和4年度「子ども大学とだ」について…………… 当日配布
- ⑤ 市民大学アーカイブズの開設について…………… 当日配布
- ⑥ その他

令和4年6月戸田市議会定例会 教育関連一般質問及び常任委員会について

○ 竹内正明議員（公明党）

1 不登校対策について

(1) 不登校の現状について。

→ 令和2年度の文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の不登校児童生徒数は8年連続で増加しており、かつ、過去最多となっている。埼玉県や戸田市も同様に小学校・中学校ともに増加傾向にある。1000人当たりの不登校児童生徒数で比較すると、全国が20.7人、本市が16.8人となっており、本市の状況は国の数値を下回るものの、憂慮すべき状況であると認識している。

(2) 生徒・保護者の支援や相談体制について。

→ 本市では、教職員が相談に対応するだけでなく、より多様な相談のニーズに応えるため、スクールカウンセラーを全小・中学校に配置し、加えて各中学校区にはスクールソーシャルワーカーも配置するなど専門性のある人材を配置している。また、全中学校にはさわやか相談員とボランティア相談員を配置し、日常的に様々な相談に対応できる体制を整えている。あわせて、教育支援センター「すてっぷ」では、市内小・中学校の不登校児童生徒に対して、心理カウンセラーによる相談を含め、学級復帰や将来的な社会的自立に向けて様々な支援を行っている。こうした対面での相談だけでなく、毎年、児童生徒を対象としたLINE等によるSNS相談も開設しており、対面での相談に抵抗を感じる児童生徒などにも対応できるようにしている。

(3) 戸田型オルタナティブ・プランについて。

→ 本年度から新たに開始した「戸田型オルタナティブ・プラン」は、不登校の要因の複雑化・多様化や本市の不登校児童生徒が増加傾向にあることを踏まえ、「誰一人取り残されない教育の実現」を目指すための計画である。児童生徒の生徒指導上の小さなサインを科学の視点で見つけ、不登校の未然防止、早期発見・早期対応、適切な支援を行っている。主な取組は3つ。

1つ目は、戸田型校内サポートルーム設置事業。戸田型校内サポートルームであるぱれっとルームを市内小学校3校に設置しました。各ぱれっとルームには子供たちに寄り添いながら、教育相談や学習支援等を行う小学校スクールサポーターを配置している。教室でも家でもない居場所として運用を始めている。

2つ目は、不登校対策ラボラトリー事業。まずは、戸田市教育政策シンクタンクとの連携により、デジタル庁の実証事業として、不登校をデータ等の科学の視点で捉え、支援につなげてまいります。

また、民間や大学教授といった専門家による不登校対策ラボラトリー「ばれっとラボ」において、本市の不登校対策・支援に関する調査・研究・評価を行う。不登校の早期発見や各学校での不登校対策に関する取組への指導・助言につなげていく。

3つ目は社会に開かれたネットワーク構築事業。新たな試みとして、9月10日に保護者や地域を対象とし、専門的知見を有した講師を招聘した講演会や不登校経験者を招いてのシンポジウムを開催する予定。詳細が決まり次第、議員の皆様にも周知する。これら3つの事業を中心として、誰一人取り残されない教育の実現を目指していく。

(4) 戸田翔陽高校内に開設した不登校中学生支援教室「いっぽ」について。

→ 今年度開設された不登校中学生支援教室「いっぽ」は、埼玉県教育委員会による県内の不登校生徒の社会的自立に向けた支援の一助となることを目的としたモデル事業。県立戸田翔陽高校内の教室を利用して開設されており、本市と連携を図りながら戸田市の不登校生徒やその保護者を対象に心の悩み相談と学習支援を行うと聞いている。すでに、悩み相談については、5月20日に開始されており、専任のスクールカウンセラーが毎週金曜日に相談を実施している。学習支援については、9月から実施予定と聞いている。戸田中学校の教員や県立戸田翔陽高校の教員も対応し、各生徒のペースに合わせた学習や体験活動、不登校経験のある先輩との交流会などを実施する予定。

○ 宮内そうこ議員（戸田の会）

1 戸田市における発達障害支援について

(2) 切れ目のない支援のための幼保と教育部門での発達に関する情報共有や連携について

→ 発達障害を含め、特別な支援が必要な児童については、幼稚園や保育園から小学校へ適切に支援をつなげることが個々の児童に応じた支援のために重要であると考えている。本市では、就学前年度の10月に各小学校で行う就学時健康診断に先駆けて、小学校、幼稚園、保育園と幅広く連携を図り、4月から早期の就学相談を実施している。この早期の就学相談の周知に関しては、市内の全ての幼稚園や保育

園等に案内を配布している。また、市教育センターの就学担当者が市内の幼稚園や保育園等を訪問して園児の集団での様子を観察し、情報共有をすることで、より適切な支援につなげている。引き続き、幼稚園、保育園等と連携し、今年度文部科学省から示された幼保小の架け橋プログラム等を参照しながら、切れ目のない支援の充実を図る。

(3) 小学校・中学校における発達障害支援について

→ 学校では、子供本人の状況や保護者の希望等を踏まえながら、特別支援学級や通級指導教室といった多様な学びの場を確保するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画を作成している。また、個別の教育支援計画を基に、各教科等における配慮事項等を含めた個別の指導計画を作成し、個に応じた目標、内容及び指導方法の工夫を明確にして指導にあたっている。

また、本市では、特別支援教育においても科学的で先端の知見を取り入れるため、産官学と積極的に連携している。特に、平成30年度から共同研究先の企業が開発した学校版ペアレントトレーニングプログラムの研修を受けた教師が講師となり、「子育て学習会」を市内小学校や教育センターで実施している。ペアレントトレーニングとは、発達障害の有無に関わらず子供の発達促進や行動改善を目的として、保護者が家庭での子供との関わり方を学ぶプログラムである。「子育て学習会」を実施することで、子供の発達に困りを感じている保護者のストレス軽減が見込まれ、保護者支援に大きく寄与できるものと考えている。今後も特別な支援を必要とする子供たちの自立と社会参加の実現に向けて、指導内容の充実や教員の専門性の向上、保護者支援等を行っていく。

○ 三輪なお子議員（公明党）

1 ヤングケアラー支援について

(1) ヤングケアラーの早期発見・把握について

① ヤングケアラーに関するこれまでの取り組みについて

→ 教育委員会では、多様な相談のニーズに応えるため、スクールカウンセラーを全小・中学校に配置し、加えて各中学校区にはスクールソーシャルワーカーも配置するなど、専門性のある人材を活用した相談を行うことで、ヤングケアラーも含め、課題を抱えた児童生徒の早期発見に取り組んでいる。

また、各学校の教育相談部会等において、関係者が把握している情報を共有する

ことで、課題を抱えた児童生徒一人一人に寄り添い、適切な支援につなげている。

令和3年度は、県教育委員会主催で、各学校の人権教育担当者を対象に、ヤングケアラーに関する研修会が動画配信されている。それを受け、各小・中学校では、ヤングケアラーを含め、様々な人権課題についての理解を深められるよう、校内研修会が実施されている。今後も、ヤングケアラーを含め、課題を抱えた児童生徒一人一人に寄り添い、適切な支援につなげるよう取り組む。

3 生理の貧困問題について

(2) 生理用ナプキンを継続して提供していくための今後の計画について伺う。学校の状況と今後の対応について

→ 現在、生理用品については、市内全ての小・中学校において各フロアのトイレに設置箇所をもうけ、無償で提供している。今後においても、生理用品を必要とする児童生徒が困ることがないように学校予算にて設置を継続していく。

○ むとう葉子議員（共産党）

3 学校の校則や決まりの見直しについて

(1) 文部科学省は昨年、全国の教育委員会に校則を見直すよう求める通知を出している。本市においても各学校で校則や決まりの見直しが進められている。校則の見直しに生徒の声が反映されているか、伺う。

→ 校則等については、その教育的意義を踏まえつつ、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に応じて点検・見直しが進むよう各校に周知していく。昨年度の段階で、各校の生徒指導主任が参加する市生徒指導委員会において、校則等の見直しの取組状況や見直しの観点等を確認するとともに、校則等を自分事としてとらえられるよう児童生徒の声を反映していく事例についても、情報共有と共通理解を図ってきた。具体的な取組として、ある小学校では、総合的な学習の時間に、6年生の児童が全校児童や教職員、PTA役員等に意見を聞き取り、それらを踏まえて学校の決まりを主体的に見直した。また、多くの中学校では、生徒総会において校則の見直しが議題として上がり、職員会議等へ提案し、承認を得て、実際に服装等の校則が見直されている。引き続き、各学校のこうした取組を共有し、社会環境や児童生徒の実情を踏まえ、各学校において継続的に子供を主語とした教育活動の点検・見直しを行えるよう支援していく。

厚生労働省「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を踏まえ、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について改めて御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。

事務連絡
令和4年5月24日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中



文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について

先日5月20日に厚生労働省から別添「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」が公表され、

- ・ マスクの着用は引き続き基本的な感染対策であること
- ・ 身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化すること
- ・ 就学前の児童（2歳以上）のマスクの着用はオミクロン株対策以前の取扱いに戻すこと

等が示されました。また、昨日お知らせしたように令和4年5月23日には、それも踏まえて、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されたところです。

これらを受けて、特にこれから夏季を迎えるに当たり、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について改めて御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設

置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

記

1. 学校生活においてマスクの着用が不要な場面について

(1) 基本的考え方

今般の基本的対処方針の変更後においても、基本的な感染対策の重要性は変わるものではなく、引き続き、地域の実情に応じた基本的な感染対策（「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等）を徹底していく必要があります。

児童生徒等のマスクの着用に関し、文部科学省においては、これまで、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「学校衛生管理マニュアル」という。）等を作成し、それらの中で、学校教育活動において、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきとしつつ、マスクの着用が必要な場面として、

- ・ 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
- ・ 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。
- ・ 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用しましょう。

等としてきたところです。

一方で、上記のように、感染対策は、地域の実情に応じて実施していくことが重要であるものの、学校現場において、様々な理由から、マスクの着用が不要であると示した場面において慎重な取扱いを行う場合に、児童生徒等や保護者に対して必ずしも十分な説明が行われていないと思われるケースも見受けられます。また、これから気温・湿度や暑さ指数が高くなる中で、児童生徒等がマスクを着用することで、熱中症のリスクが高まるおそれもあります。

このため、厚生労働省の「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」及び今般の基本的対処方針の変更等も踏まえ、これまで学校衛生管理マニュアル等に示してきたもののうち、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について改

めて御留意いただきたい事項をお知らせしますので、児童生徒等に対する指導や説明の参考としてください。

なお、これらの事項は、これから夏季を迎える中で、児童生徒等のマスクの着用に関し、特に注意すべき点をお知らせするものであり、現在の学校衛生管理マニュアルの記載及びその取扱いを変更する趣旨のものではありませんので、その旨御留意ください。

(2) マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項

厚生労働省の「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」及び基本的対処方針も踏まえ、特にこれから夏季を迎えるに当たって、学校生活においてマスクの着用が不要な場面の例として考えられるものを以下にお示しします。

いずれも、現在の学校衛生管理マニュアル等の記載をより具体の場面に即して明確化したものであり、実際の運用に当たっては、地域の実情に応じたものとしつつ、学校衛生管理マニュアルの他の記載や関係の通知・事務連絡等も併せて御参照いただくようお願いいたします。

なお、これらの例は、記載する場面において児童生徒等のマスクの着用を禁止する趣旨ではないことから、熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒等に対しても適切な配慮が必要です。

○ 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ありません。

その際、地域の感染状況等を踏まえつつ、児童生徒の間隔を十分に確保する、屋内で実施する場合には、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける、こまめに換気を行う等に御留意ください。(学校衛生管理マニュアル p 40～)

○ 運動部活動についても、体育の授業に準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする運動をはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応することが重要です。

特に以下に記載するような場面においては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底することが必要です。

- ・ 活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用時
- ・ 部活動前後での集団での飲食や移動時
- ・ 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や控え室、休憩スペース、会議室、洗面所等の利用時、開会式、抽選会、表彰式等の出席時、応援時
- ・ 寮や寄宿舎における集団生活時 等

また、感染対策を顧問の教師や部活動指導員等に委ねることなく、学校の管理職や設置者が顧問等から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断するなど、責任を持って感染対策に取り組むことが求められます。

(学校衛生管理マニュアル p 53～)

(※) スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

- 熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ありません。
特に小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導が必要です。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導してください。なお、公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用するなどの感染対策が必要です。(学校衛生管理マニュアル p 58～)
- このほか、休憩時間における運動遊びや屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等においても、別添「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて(令和4年5月20日厚生労働省)」の「1. マスク着用の考え方」に基づく取扱いとしてください。

2. 幼稚園における感染症対策について

幼児のマスクの着用については、これまでも無理して着用させる必要はないこととしておりましたが、今般の基本的対処方針の変更において、2歳以上の小学校就学前の幼児には、マスクの着用を一律には求めず、無理に着用させないとされたことも踏まえ、幼稚園においても、同様の対応であることについて改めて周知いたします。

その際、学校衛生管理マニュアル第5章にもあるとおり、幼児一人一人の発達の状況を踏まえ、幼児の体調に十分配慮した対応を取るとともに、幼稚園における感染症対策に留意した遊びの工夫や、幼児の発達を踏まえた衛生管理の工夫等を集めた事例集(※)を参考にするなどし、感染症対策を行うことが必要です。

なお、幼稚園においても、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられますが、園のマスクの着用の考え方については、保護者等の理解を得られるよう適切に対処するようお願いいたします。

(※) 幼稚園等再開後の取組事例集

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00456.html

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)
- 体育の授業に関すること
スポーツ庁 政策課企画調整室(内2674)
- 運動部活動に関すること
スポーツ庁 地域スポーツ課(内3953)
- 幼稚園に関すること
初等中等教育局⁴ 幼児教育課(内3136)

マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

- アドバイザリーボードで示された専門家の考え方（5/19）も踏まえ、以下のように対応する。
 - 基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しない
 - 身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化
 - 就学前の児童（2歳以上）のマスク着用について、オミクロン株対策以前の取扱いに戻す
- 引き続き、マスク着用を含めた基本的な感染対策（手指衛生や換気など）を徹底していただくとともに、こうしたマスク着用に関する考え方は、リーフレット等を作成し、丁寧に周知・広報を行う。

1. マスク着用の考え方

	身体的距離(※)が確保できる ※ 2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋内(注)	屋外	屋内(注)	屋外
会話をを行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用する必要はない 事例①	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用する必要はない	着用する必要はない	着用を推奨する 事例③	着用する必要はない 事例②

(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用する必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

※お年寄りと会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

事例①

- ・ランニングなど離れて行う運動
- ・鬼ごっこなど密にならない外遊び

事例②

- ・徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合

事例③

- ・通勤電車の中

2. 小学校就学前の児童のマスク着用について

- 2歳未満（乳幼児）は、引き続き、マスク着用は奨めない。
- 2歳以上は、以下のとおり、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す。

「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる」

(注) 2歳以上については、本年2月の基本的対処方針の改訂時に、オミクロン株の特徴を踏まえた対応とし「保育所等では、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める」としていた。

令和4年6月1日

戸田市立小・中学校保護者 様

戸田市教育委員会
戸田市立小中学校長会

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について（お知らせ）

日頃より新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。
これから夏季を迎えるに当たり、改めて学校生活における児童生徒のマスクの着用について、令和4年5月24日に発出された文部科学省の通知に基づいて、下記のとおり対応することとします。

なお、お子様がマスクを外すことが難しい御家庭は、学校と御相談をお願いします。

記

1 留意すべき事項について

- (1) マスク着用による熱中症のリスク、マスクを外すことによる感染のリスクなど児童生徒の健康全体を見据えてマスクの着脱を指導します。
- (2) 熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクの着用は必要ありません。
特に小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢のお子様へは、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなど指導します。
マスクを外す際には、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導します。感染拡大防止を第一とし、陽性者発生時の迅速かつ適切な初期対応を実施した上で、可能な限り通常の教育活動を実施します。
- (3) 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ありません。その際、児童生徒の間隔を十分に確保すること等に留意します。
- (4) 運動部活動についても、体育の授業に準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする運動を始め、活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応します。特に次のような場面等においては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底します。
○活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用時
○部活動における飲食や移動時

2 文部科学省の通知（令和4年5月24日）について

文部科学省より発出されました通知につきましては、以下のURLを御参照ください。

https://www.mext.go.jp/content/20220525-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

令和4年6月14日

戸田市立小・中学校保護者 様

戸田市教育委員会
戸田市立小中学校長会

夏季における児童生徒のマスクの着用等について（お知らせ）

学校生活における児童生徒等のマスクの着用については、6月1日に保護者向け通知を配布しましたが、昨日13日に埼玉県教育委員会より夏季における児童生徒のマスクの着用等について注意喚起がありましたので、お知らせします。

熱中症のリスクが高まる夏季においては、場面に応じてマスクを外すことが重要です。学校では特に、体育や運動部活動を始め、ソーシャルディスタンスを十分確保できる教育活動や登下校の際は、熱中症対策を優先させるよう指導いたします。とりわけ教職員や保護者等の目が届かない登下校時における熱中症の発症は、命に関わる重大な事態に繋がる恐れがあることを踏まえ、マスクを外すよう繰り返し指導してまいりますので、御家庭でも対応をよろしく願いいたします。

なお、体育の授業や運動部活動中など、ソーシャルディスタンスを確保できる場合には、教職員もマスクを外すことがありますので御理解ください。

あわせて、リーフレット「マスクの着脱、メリハリつけて！」を添付しましたので、マスクの着脱の場面の参考とするようお願いします。

マスクの着脱、メリハリつけて!

厚生労働省・文部科学省からマスク着用の考え方が示されました

夏場は熱中症を予防することが大切です
熱中症は命にかかわる問題です
登下校や運動中はマスクを外しましょう



熱中症対策×
コロナ感染防止



登下校



人との距離を十分にとり、
会話を控えて、マスクを外す

(公共交通機関やスクールバスを利用する場合はマスク着用)

体育の授業や運動部活動



運動中はマスクを外す

更衣の場面などでは、
マスク着用など
感染対策の徹底を!



- 【屋外】** ・距離が確保できる
・距離が確保できないが、会話をほとんど行わない

自然観察・写生活動など
屋外の教育活動



離れて行う運動や移動
鬼ごっこなど
密にならない外遊び

- 【屋内】** 距離が確保できる&会話なし

個人で行う読書や
調べたり考えたりする学習



(目安) 2メートル以上



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

- ・マスクを着用しない場合であっても、**手洗い、「密」の回避等**の基本的な感染対策を継続しましょう。
- ・マスクは**必ず外さなければいけないわけではありません。**
- ・マスクを**外すことができない人や外したくない人がいることも忘れない**ことが大切です。

戸田型オルタナティブ・プラン ～誰一人取り残されない教育の実現～

報告事項

- ◆ 小さなサインを「科学の視点」で見つけ出す
- ◆ 「未然防止」「早期発見・早期対応」「適切な支援」のための選択肢

1 戸田型校内サポートルーム 設置事業

1

不登校を「支援」する
不登校傾向にある児童生徒を早期支援する



埼玉県立戸田翔陽高校内教室との連携・協力

- ・ 戸田型校内サポートルーム「ぱれっとルーム」の拠点校設置（3校）
 - ・ 小学校スクールサポーター配置による学校・家庭支援の充実（中学校はすこやかサポーターに替えて全中学校に配置）
 - ・ ICTを活用した学習支援や教育相談の推進
 - ・ 教育支援センター「すてっぷ」、教育センター等との連携
- 埼玉県との不登校児童生徒への支援に向けた取組と連携

2 不登校対策ラボトリー 事業

2

不登校を「科学」する
戸田市教育政策シンクタンクとの連携
全人的な教育を科学の視点で捉え、支える



- ・ 専門家による不登校対策ラボトリー「ぱれっとラボ」設立
- ・ 本市の不登校対策・支援に関する調査・研究・評価
- ・ アンケート等を活用した調査・分析・予兆の発見
- ・ 不登校と学力面・情意面との関連に係る研究
- ・ 各学校や相談室での不登校に関する取組への指導・助言

3 社会に開かれたネットワーク 構築事業

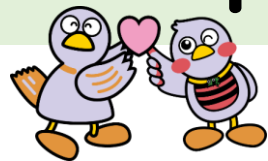
3

不登校を「理解」する
社会の認識を促し、協働の機運醸成を図る



- ・ 地域や保護者を対象としたシンポジウムの開催
- ・ ぱれっとルームでの地域人材や学校応援団等との連携の促進
- ・ ぱれっとラボへの不登校経験者の招聘
- ・ 研究成果レポートの作成・公開

不登校児童生徒の支援充実に向けて



連携・協力

- ◆ (県) 支援教室「いっぽ」と(市) 教育支援センター「すてっぷ」との連携・交流
- ◆ 高校進学を見据えた学習支援
- ◆ 高校生との交流、保護者同士の交流
- ◆ 不登校児童生徒のカリキュラム研究

埼玉県

戸田市

不登校児童生徒支援教室

「いっぽ」

- ・ 県立高校内に設置
- ・ 戸田市立中学校の教員がサポート

※先行事例(他自治体)等の調査

不登校児童生徒 保護者

- ・ 不登校生徒対応の知見を共有
- ・ 戸田翔陽高校の知見を活用
- ・ 戸田かけはし高等特別支援学校と連携

教育支援センター

「すてっぷ」

- ・ 民間委託での運営
- ・ 多様なプログラムで個に応じた支援

戸田型オルタナティブ・プラン

～誰一人取り残されない教育の実現～

- 未然防止、早期発見・早期対応、適切な支援
- 小さなサインを「科学の視点」で見つけ出す

校内サポートルーム「ぱれっとルーム」設置

大学等連携の不登校対策ラボラトリー

社会に開かれたネットワークの構築

令和4年度「子ども大学とだ」

内容

1日目	① 入学式 ② テレビの仕事～ニュースづくりに挑戦！！～		
	内容② テレビ朝日の出前講座を通じて、普段あまり目にすることのないテレビ番組が作成される裏側について学ぶ。		
	講師① 戸ヶ崎教育長 講師② テレビ朝日広報局 上野敦史		
	日時 7月31日(日) ① 午後1時～20分 ② 午後1時30分～3時30分	会場	下戸田公民館
2日目	美術が好きになる講座～美術作品の実演～		
	内容 海外にも作品を出展している美術家による講義を通じ芸術を学ぶ。		
	講師 現代美術家 田中拓馬		
	日時 8月7日(日) 午前10時30分～正午	会場	下戸田公民館
3日目	① 戸田の歴史を知ろう ② ヤマトシロアリは何を頼りに歩いているか		
	内容① 過去の資料をもとに自分たちの町の歴史について学び郷土愛を育む。 内容② 日常では触れることの少ない昆虫(シロアリ)の行動について学ぶ。		
	講師① 元戸田市立郷土博物館指導主事 大竹仁 講師② 日本薬科大学 教養・基礎薬学部門 講師 福嶋仁一		
	日時 8月27日(土) ① 午前9時～10時 ② 午前10時30分～正午	会場	下戸田公民館
4日目	青山学院大学キャンパス訪問 講義「ロボットプログラミング」、ほかパイプオルガン鑑賞など		
	内容 青山学院大学を訪問し、大学での講義(ロボットプログラミング)や、パイプオルガン演奏の鑑賞など館外学習を行う。		
	講師 青山学院大学 理工学部 電気電子工学科助教 伊丹琢		
	日時 9月10日(土) 午前9時～16時 ※往復バス移動含む	会場	青山学院大学 (青山キャンパス)

動画で学ぼう！戸田市民大学アーカイブズ

掲載日：2022年6月9日更新

戸田市民大学アーカイブズでは、様々な学習コンテンツを動画で配信しています。

いつでも・どこでも・誰でも、好きな時に何度でも学習できるのは、動画学習ならではのポイントです。

戸田の歴史や自然など、様々なテーマの動画を用意しています。

お好きなテーマを選んで、学びを深めてみませんか。

戸田市民大学アーカイブズ

好きなテーマをクリックすると、動画のリンク先に移ります。



※市民大学アーカイブズのホームページはこちらから↓



<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/375/kyo-syogaigaku-simindaigaku-archives.html>